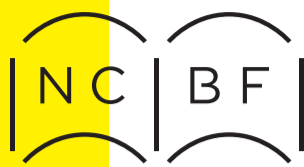


大阪市民のみなさんへ

重大な児童虐待ゼロへ

イベント・観光



こども本の森 中之島

Nakanoshima Children's Book Forest

3月1日に開館します。

「こども本の森 中之島」(安藤忠雄氏が大阪市に寄贈)では、皆さんからの寄贈本を含め、乳幼児から楽しめる絵本や、児童文学、図鑑などさまざまなジャンルの本をそろえています。子どもたちが本の魅力に出会える「こども本の森 中之島」にぜひご来館ください!



《イメージ図》周辺環境は開館時には異なる可能性があります。



施設概要

住所	〒530-0005 北区中之島1-1-28
開館時間	9:30~17:00 ※3月1日(日)は14:00~18:00
休館日	月曜(月曜が祝日の場合は翌平日)、 年末年始、蔵書整理期間 ※3月2日(月)は開館
利用対象者	主に乳幼児から中学生までとその保護者
入館料	無料
電話番号	6204-0808(開館時間のみ電話対応可)

5月末までの入館方法：土日祝・春休みは予約制

※平日(春休みを除く)は整理券による入館となります。(9:30から本の森入口で配布)

申込締切

2月11日(火・祝)まで
(往復ハガキは消印有効)

対象期間

3月~5月末までの土日祝・
春休み(3月25日~4月7日)

予約方法

往復ハガキまたは
メール(ncbf-yoyaku@kodomohonnomori.osaka)
に、右記の申込内容を書いて、「こども本の森 中之島」へ
送付してください。
抽選結果は、2月下旬にお知らせします。
落選者には別の日程を提案させていただきます。

申込内容

「こども本の森 予約申し込み」と明記のうえ、
①参加希望人数(中学生までの子どもを含む1組5人まで)
②代表者氏名 ③住所 ④電話番号
⑤入館希望日・時間帯(第2希望まで/時間帯はA~Eを選択)
A:9:30~ B:11:00~ C:12:30~ D:14:00~ E:15:30~
3月1日のみ A:14:00~ B:15:30~ C:17:00~(18:00まで)
※1枠75分で入れ替え制となります。

問い合わせ▶経済戦略局文化課 ☎6469-3890 FAX 6469-3897

※詳しくはホームページをご覧ください。 [こども本の森 中之島](#) [検索](#)

市政

新たな大都市制度について

大都市制度(特別区設置)協議会における議論の状況 ~基本的方向性が決定されました~

- ◆ 第31回大都市制度(特別区設置)協議会(令和元年12月26日開催)において、「特別区設置協定書(案)の作成に向けた基本的方向性」が決定されました。
- ◆ 協議会での委員間協議で主な論点となった事項を中心に、その内容をご紹介します。
- ◆ 今後、協議会において、下記の内容等をもとに、具体的な協定書(案)の作成に向けて協議されます。

最新の議論状況は、大阪市ホームページの「大都市制度(特別区設置)協議会」をご覧ください。

▶ 特別区の区割り・名称(本庁舎の位置)

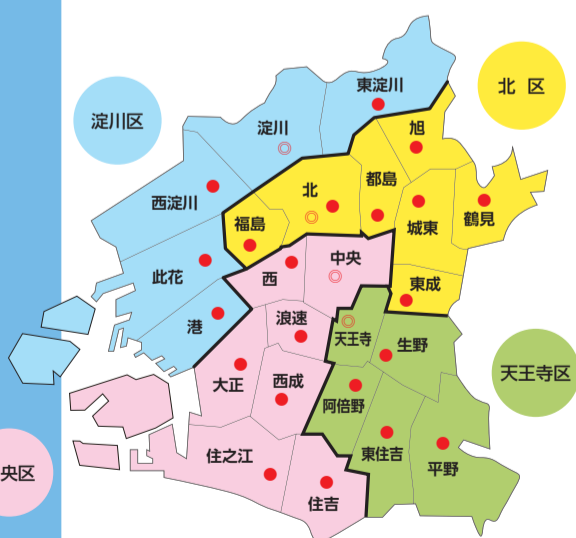
4つの特別区を設置
淀川区(現 淀川区役所) 北 区(現 大阪市役所)
中央区(現 中央区役所) 天王寺区(現 天王寺区役所)

▶ 特別区設置の日

2025年(令和7年)1月1日
・十分な準備期間の確保
・住民サービスやシステムの円滑な移行に配慮

▶ 地域自治区の設置と窓口サービスの維持

現在の24区単位で地域自治区を設置
現在の区役所(地域自治区の事務所)で窓口サービスを
引き続き実施。区役所の名称は現行どおり



○印 特別区本庁舎 ●印 地域自治区の事務所(区役所)
現在の淀川区、中央区、天王寺区を所管する
地域自治区の事務所は特別区本庁舎内に設置

▶ 特別区と大阪府の事務

特別区と大阪府の役割分担を徹底
・特別区は住民に身近な事務を実施
・大阪府は大阪全体の成長・都市の発展、安心・安全に
関わる事務を実施

▶ 児童相談所(一時保護所含む)の設置

全ての特別区に児童相談所と一時保護所を設置
・組織体制の整備などを着実に推進

▶ 住民サービスの維持

大阪府及び大阪市は適正に事務を引き継ぎ、特別区
設置の際は、大阪市の特色ある住民サービスは、
その内容や水準を維持

▶ 特別区の議会

特別区ごとに設置する議会は、それぞれの特別区域
を選挙区とする
議員定数は、淀川区18人、北区23人、
中央区23人、天王寺区19人とする

▶ 住民サービスを支える財源配分

適切に住民サービスを提供するため、特別区と
大阪府の役割分担に応じて財源を配分すると
ともに、特別区間の財政格差を是正
・特別区設置後10年間にわたって特別な追加配分を
行うなど、特別区の財源を充実

▶ 特別区の庁舎

特別区設置の際は、コスト抑制の観点から既存庁舎の
活用を優先し、庁舎が不足する特別区(淀川区、天王寺区)
は、現大阪市本庁舎も活用
・将来的な庁舎のあり方について、特別区長・区議会を拘束
するものではない

◆ 特別区制度は大阪府市を再編し、広域行政は府へ一元化するとともに、大阪市をなくし基礎自治体として4つの特別区を設置するものです。

問い合わせ▶副首都推進局問い合わせ担当 ☎6208-8989 FAX 6202-9355

[大阪市 特別区 目次](#) [検索](#)